

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月1日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第1号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(紀南環境広域施設組合情報公開条例の一部改正)

**第1条** 紀南環境広域施設組合情報公開条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第17条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(紀南環境広域施設組合個人情報保護条例の一部改正)

**第2条** 紀南環境広域施設組合個人情報保護条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第39条」を「第38条の2—第39条」に改める。

第4章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第4章第4節中第38条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第38条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第39条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(紀南環境広域施設組合行政手続条例の一部改正)

**第3条** 紀南環境広域施設組合行政手続条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第4条** 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

**第5条** 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 組合の機関の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた組合の機関の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る組合の機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。